

仕 様 書

本工事は、世田谷区工事施行規程第9条に基づき、定めた下記標準仕様書により施工しなければならない。

但し、別紙特記仕様書又は図面特記に定める事項については、その仕様により施工するものとする。

記

1. 東京都土木工事標準仕様書（令和8年4月）

特記仕様書

1. 工事件名

世田谷区立赤羽根公園改修工事

2. 適用範囲及び一般事項

- (1) この特記仕様書は、東京都土木工事標準仕様書という特記仕様書で、この工事に適用する。
- (2) この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。なお、仕様書中の「東京都」は、「世田谷区」に読み替えるものとする。また、仕様書中の契約書の条項については、世田谷区の「工事請負契約約款」の条項によるものとする。
- (3) 標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。
- (4) この工事の施工に当たっては、この仕様書に規定されているもののほか下記に示す図書を適用する。なお、図書は最新版を使用する。
 - ア 東京都建設局 「土木材料仕様書」
 - イ 世田谷区 「土木材料検査実施基準」
 - ウ 東京都建設局 「土木工事施工管理基準」
 - エ 東京都建設局 「工事記録写真撮影基準」
 - オ 世田谷区 「受注者等提出書類処理基準」
 - カ 東京都建設局 「建設局標準構造図集」
 - キ 世田谷区 「標準構造図集」
 - ク 世田谷区 「世田谷区しゅん工図書電子データ化要綱」
 - ケ 東京都 「東京都建設リサイクルガイドライン」
 - コ 東京都 「環境物品等調達方針（公共工事）」
 - サ 東京都 「東京都建設泥土リサイクル指針」
 - シ 東京都下水道局 「東京都下水道設計標準」
 - ス 東京都下水道局 「土木工事標準仕様書」
 - セ 東京都 「電気設備工事標準仕様書」
 - ソ 東京都 「機械設備工事標準仕様書」
 - タ 東京都 「建築工事標準仕様書」
- (5) 標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

(6) 設計変更について

工事請負契約書第18条から24条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについて、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」（世田谷区）によるものとする。

なお、契約約款第18条に基づく条件変更について、年度末、工期末変更における関連資料の提出は、設計変更書の作成に時間を要するため、余裕をもって行うこと。

(7) 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

3. 施工管理

(1) 工事施行の適正化

この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「工事現場等における施工体制の点検要領」及び別紙1「工事施行の適正化に関する特記仕様書」によるものとする。なお、「工事現場等における施工体制の点検要領」は、世田谷区のホームページから入手できる。

(2) 不当介入に対する届出

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署へ届け出ること。

(3) 条件変更等

受注者は、工事着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

(4) 工事測量

境界点等は事前に確認の上、図面（位置図・平面図・引照点図）、写真を作成すること。撤去が必要である場合は、事前に関係者と立会いの上、撤去及び復旧をすること。また、境界点等の撤去に伴う測量は測量士もしくは土地家屋調査士の資格を有するものが行うこと。

(5) 工事損害賠償

受注者は、この工事の施工に伴い第三者の損害を及ぼした場合、工事請負契約約款第28条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。

また、発生者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発生者に協議すること。

なお、この工事の完了後に発生した損害についても、受注者の損害賠償義務が発生すること

があるので、上記に準じて対処すること。

4. 施工条件等

(1) 「世田谷区個人情報保護条例」に関する個人情報の取扱い

本契約の履行により知り得た個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき、別紙2の「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を遵守すること。

(2) 官公署等への手続きについて

この工事に関係する企業者や周辺住民への施工通知（情報提供、協議、お知らせの配布等）は遺漏なく行うこと。

(3) 「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」について

受注者は、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を遵守し、施工すること。

(4) 週休2日促進工事

ア 本工事は、「週休2日促進工事」である。

イ 実施にあたっては、『世田谷区土木工事における「週休2日促進工事」実施要領』（以下「要領」という。）に基づき行う。要領は、世田谷区ホームページから入手できる。

ウ 受注者は、週休2日促進工事を希望しない場合、現場着手前に、希望しない理由を付して発注者に報告する。（要領2参照）

エ 本工事は、現場閉所の完全週休2日の達成を前提として経費を補正している。

(5) 給水・排水設備工事について

ア 東京都給水条例第6条の規定に基づき、給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事は、東京都指定給水装置工事事業者が施工すること。

イ 東京都下水道条例第7条の規定に基づき、排水設備の新設、増設又は改築の工事は、東京都指定排水設備工事事業者が施工すること。

(6) 工期について

ア 工期は、以下の事項により設定している。

準備、後片付け期間	50日間
施工に必要な実日数（実働日数）	56日間
降雨による割増し（猛暑日補正有り）の日数	67日間 (1.18)
その他の作業不能日	0日間

降雨による割増し：8日間（1.14）

猛暑日日数による割増し：3日間（0.04）

その他の作業不能日：0日間

契約上の工期末前に工事が完了した場合の取扱いは、契約約款第30条の通りである。

イ 夏季休暇期間

本工事では、下表に示す5日間を夏季休暇期間としている。

令和8年	9月24日～9月25日、9月28日～9月30日
------	-------------------------

夏季休暇期間は現場閉所するものとし、当該期間は休日と同様に、工期に含まない。

夏季休暇期間に工事施工する場合、事前に監督員へ届け出ること。なお、上表に示す夏季休暇期間を変更する場合は、監督員との協議に基づき、7月1日から9月30日までの期間においてのみ、夏季休暇期間を変更できるものとする。

ウ 猛暑への対応

- ・受注者は、例えば、作業日又は前日に熱中症（特別）警戒アラートが発表された場合や、WBGT（湿球黒球温度）の値が31以上（環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」にて暑さ指数を危険レベルとしている値）の場合（予測も含む）は、作業を中止することができる。
- ・上記のWBGT値が31以上で受注者の判断として作業を中止する場合、受注者は一時的な中止を行った作業と日時が分かる資料（日報等の既存資料）を監督員に提出すること。
- ・上記により一時的に中止した期間（ただし、一時的に中止した期間を日当たりに換算した日数を上限とする）の内、猛暑日日数による割増し（3日間）を超えて、猛暑対応として作業を中止する場合は、影響した工期を延伸することができる。
- ・新たに必要となった費用は、監督員と協議の上、設計変更で対応することができる。

5. 環境対策

（1） 工事に伴う公害対策

舗装版切断作業においては騒音防止を施した機械を用い取壊し作業に当たっては破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

また、取壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

6. 建設副産物対策

（1） 建設発生土

この工事から発生する建設発生土については、「東京都建設発生土再利用センター」に搬出すること。

- ・搬出先：「東京都建設発生土再利用センター」
東京都江東区海の森三丁目4番50号
- ・土量：110m³（地山換算数量）
- ・土質試験、試験項目：搬出量500m³以上等の場合、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を再利用センターに通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。また、路盤材は土砂等と完全に分別し、土砂等の異物を混入させないこと。詳細は「東京都建設発生土再利用センター利用要領」による。
- ・搬出条件：「東京都建設発生土再利用センター利用要領」による。なお、搬出手続等は監督

員の指示によること。

(2) 異物混入防止

受託者は、建設発生土の積み込み、搬出に当たっては、碎石、コンクリート塊、木くず、金属くず等を分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬すること。

また、受託者は、建設発生土の積み込み、搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真帳に含めて監督員に提出すること。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など、異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

(3) コブリス・プラスの活用

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合には速やかに「コブリス・プラス」へのデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス 登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受けること。

また、受注者は、「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受けること。

（問合せ先）

〒107-8416 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル14F

一般財団法人 日本建設情報総合センター（J A C I C）

<https://www.recycle.jacic.or.jp>

(4) 再資源化施設の選定

この工事から発生するアスファルト塊、コンクリート塊、木材、金属、石材、混合廃棄物等は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。搬出先は、受注者が「コブリス・プラス」等を活用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して、適切な施設を選定すること。

なお、この工事では下記の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

ア コンクリート塊（無筋）

- ・搬出先：東京都大田区城南島地内の再資源化施設
- ・運搬距離（想定）：約18.7km
- ・搬出量：21m³
- ・受入条件：昼間

イ コンクリート塊（二次製品）

- ・搬出先：東京都足立区小台地内の再資源化施設
- ・運搬距離（想定）：約23.5km
- ・搬出量：16m³
- ・受入条件：昼間

ウ アスファルト塊

- ・搬出先 : 東京都大田区城南島地内の再資源化施設
- ・運搬距離 (想定) : 約18.7km
- ・搬出量 : 1m³未満
- ・受入条件 : 昼間

エ 金属くず

- ・搬出先 : 神奈川県川崎市高津区宇奈根地内の再資源化施設
- ・運搬距離 (想定) : 約10.3km
- ・搬出量 : 1m³未満
- ・受入条件 : 昼間

オ 混合廃棄物 (廃プラスチック含む)

- ・搬出先 : 神奈川県川崎市高津区宇奈根地内の再資源化施設
- ・運搬距離 (想定) : 約10.3km
- ・搬出量 : 1m³未満
- ・受入条件 : 昼間

カ 舗装版切断に伴う濁水

- ・搬出先 : 東京都稲城市大丸地内の再資源化施設
- ・運搬距離 (想定) : 約18.8km
- ・搬出量 : 1m³未満
- ・受入条件 : 昼間

(5) 提出書類

工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

ア 再生資源利用計画書

作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ① 土砂を搬入する工事
- ② 砕石を搬入する工事
- ③ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進計画書 (工事しゅん工後保管) (廃棄物処理計画書を兼ねる)

作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ① 建設発生土を搬出する工事
- ② コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

ウ 搬入予定民間受入地届 (民間受入地に搬出予定のものに限る。)

エ 建設発生土搬出のお知らせ

オ 建設発生土に係る許可証の写し (民間受入地に搬出予定のものに限る。)

カ 産業廃棄物に係る許可証の写し (ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材

- の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含める。)
- キ 廃棄物処理委託契約書の写し（ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処分業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。）
- ク 運搬ルート図
- ケ 使用するマニフェストの様式
- コ 建設泥土の再資源化等計画書
- 建設泥土の再資源化計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管すること。
- サ 物質収支計算書
- 泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計画書を作成し添付する。
- なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。
- シ 告知書の写し
- 対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。（建設リサイクル法対象工事の場合）
- ス 環境物品等使用予定（実績）チェックリスト
- ※環境物品等使用予定（実績）チェックリストは都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ
- (https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_guido04.htm#c) からダウンロードなどして入手する。

（6） 再資源化施設の利用

- 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の実施状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかにリサイクル関係報告書に添付して提出すること。
- ア 再生資源利用実施書（工事しゅん工後1年間保管）
- 作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ
- イ 再生資源利用促進実施書（工事しゅん工後1年間保管）
- 作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ
- ウ リサイクル阻害要因説明書
- 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、「リサイクル阻害要因説明書」を2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を自ら保管すること。
- なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- ① コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合。
- ② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は、焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合。
- ③ 土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合。
- ④ 碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く）
- ⑤ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（D交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）。
- ⑥ 現場内で分別を行わない場合。

エ 建設泥土の再資源化等実績書

この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合又は再資源化施設に搬出した場合、建設泥土の再資源化等実績書を2部作成し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管すること。

オ 再資源化等報告書

建設リサイクル法対象工事の場合。

（7） 環境への配慮

受注者は、本工事の施工に当たり、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を監督員に提出しなければならない。

また、併せて、上記チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を監督員に提出する。

さらに、工事完了検査に当たっては、提出した各種書類を検査員に提示し、環境物品等の使用状況等について説明しなければならない。

（8） マニフェスト

ア マニフェストの提示

受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。

マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルを整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

なお、電子マニフェストを利用する場合は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

イ 集計表の提出

受託者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

ウ リサイクル伝票の提示

受託者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提出すること。

エ リサイクル証明書の提示

受託者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提出すること。

（９） 建築物の分別解体等及び建設資材の再資源化等

この工事における建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、設計図書によるほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）」及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」によるものとする。

なお、「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」は、都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ

（<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html>）からダウンロードなどして入手する。

（１０） 汚染土壌の処理

この工事中において汚染土壌の処理が必要となった場合は「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引き」（環境局HPに最新版を記載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出すること。

（１１） 剪定枝葉、伐採材、伐根材の処理

この工事で発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、再資源化施設に搬出し、建設資源循環の促進に努めること。搬出先は、受注者がコブリス・プラス等を活用し、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認した上で適切な施設を選定すること。

なお、この工事では、以下の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

- ・ 搬出先： 神奈川県川崎市高津区宇奈根地内の再資源化施設
- ・ 運搬距離（想定）： 約10.3km
- ・ 受入条件： 昼間

7. 過積載の防止

この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

（<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html#kasekisai>）

8. 工事中の安全対策

(1) 仮囲いの設置

工事期間中は、施工範囲にフェンスバリケード等の仮囲いを行い、通行者の安全を図ること。

(2) 交通誘導警備員の配置

道路沿いの施工、資材搬入及び建設副産物の搬出の際には、歩行通行の安全確保のため、必要に応じて交通誘導警備員を配置し、適切に誘導すること。

工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおりとする。

区分	昼間作業	夜間作業
交通誘導警備員 A	0 人	0 人
交通誘導警備員 B	8 5 人	0 人

なお、道路工事等協議により変更が生じる場合は、関係資料を作成し、監督員と協議のうえ変更することができる。

(3) 歩行者通路の設置

工事期間中に歩行者通路を設置する場合は、適切な通路幅を確保すると共に、工事区域との境には柵等を設置し、歩行者用通路を明確に区分しなければならない。

また、歩行者を通行させる路面は、凸凹をなくし、歩行者の支障となる砂利、碎石などを除去しなければならない。また、勾配が急な場合は必要に応じて階段等を設け、全体の勾配を緩くするなどの措置を講じ、転倒等がおきないように十分に配慮すること。

9. しゅん工

受注者は、工事のしゅん工に際し、次のしゅん工図書を提出すること。

- (1) しゅん工図 (A 3) 1 部
- (2) 工事記録写真 1 部
- (3) 電子データ化しゅん工図書 (CD-R 又は DVD-R) 2 部

※作成方法は、「世田谷区しゅん工図書電子データ化作成要領」によること。

10. 仮設工

この工事の施工に先立ち、広報板 C 型 (900×900) を 1 枚工事現場外から見やすい位置に設置すること。なお、広報板には、請負金額 (消費税込み) を記載し、それ以外の記載内容については、監督員の指示によること。

11. 新植した植栽の枯補償等について

- (1) 植栽樹木等が工事完了引渡し後 1 年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良となった

場合には、受注者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものと植替えるものとする（以下「枯補償」という）。樹木等の枯死又は形姿不良の判定は発注者と受注者とが立会いの上、行うものとする。

ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災などにより流失、折損、倒木した場合はこの限りではない。しかし、干害、塩害、風水害に起因するものであっても、立ち枯れの状態のものについては植え替えの対象とする。

- (2) この契約でいう樹木等とは次のとおりである。
 - ・当該工事で新植した全ての高木
 - ・当該工事で新植した全ての中低木
 - ・当該工事では、新植した全ての地被植物を枯補償の対象としない。
- (3) 受注者は、必要に応じて公共植栽工事に係る植樹保険制度を活用するなどして、枯補償に対する植え替え工事が円滑かつ確実に行われるよう努めること。

12. その他

- (1) 材料の指定について
本工事に使用する材料は、図面に記載する製品と同等以上のものを使用すること。
- (2) 工事履行報告書の提出
受託者は、月毎に工事履行報告書を作成し、監督員に提出すること。なお、工事履行報告書は、指定の様式に記載すること。
- (3) 現場に掲げる標識類について
受注者は、建設業法等に基づき、必要に応じて下記の標識類を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示し、監督員に確認を受けること。
 - ア 建設業の許可票
 - イ 労災保険関係成立票
 - ウ 施工体系図
 - エ 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識
 - オ 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
 - カ 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示
- (4) 平板載荷試験の実施
擁壁施工箇所において、擁壁工事に先立ち、平板載荷試験による地耐力試験を実施すること。なお、試験実施の結果をとりまとめ、監督員に試験報告書を提出し、確認を得てから施工すること。必要な地耐力が確認できなかった場合は、地盤改良について監督員と協議すること。

1 3. 工事期間中調整事項

(1) 消防工事との調整について

当該地内にある防火水槽において、蓋の嵩上げ工事が消防署にて別途実施される。工事時期や範囲等について調整を行いながら施工を進めること。

(2) 道路標識の調整について

本工事において道路標識の移設が行われる。標識撤去中の対応について警察署と調整を行いながら施工を進めること。

工事施行の適正化に関する特記仕様書

1. 入札・契約関係事項

この工事の入札（又は、見積りの提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

3. 適切な現場代理人、監理技術者等の配置

- (1) 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。
- (2) 受注者が事業協同組合の場合にあつては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。
- (3) 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。

ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 補助技術者は、受注者と雇用関係を有していなければならない。

- (4) 受注者が共同企業体にあつては、原則として代表者たる特定建設業者が監理技術者を設置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

4. 監理技術者等の実質的関与の徹底

- (1) 監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。
- (3) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業者等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。
- (4) 監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を行い、作業

者全員に伝わるようにしなければならない。

- (5) 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。
- (6) 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあっては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

5. 下請負の適正化

- (1) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として受注者は認めてはならない。
- (2) 受注者は、下請負者の配置技術者に、受注者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。
- (3) 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。
- (4) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用する者と下請負契約を締結するものとする。
- (5) 受注者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。
- (6) 受注者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としてでの取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の名称を冠した代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

6. 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。
- (2) 施工体制台帳及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。なお、建設業法第24条に定める請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などの業務委託契約については建設業法上は作成の必要はないが、警備業者については『施工体系図』のみ記載するものとする。
- (3) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。
- (4) 施工体制台帳には、別に定めた様式（世田谷区「受注者等提出書類処理基準（様式第11-3号）」）に基づき作業員名簿を添付するものとする。

- (5) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

7. 施工計画書

- (1) 施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも3週間以内に提出しなければならない。ただし、受注者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 施工計画書は、監督員の承諾を得たものについては、段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

ア 全体の実施工程の概要

イ 現場組織・施工体制の概要

ウ 緊急時の体制

エ 当面実施する工事の内容

オ その他監督員の指示する事項

個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

(秘密保持義務)

- 1 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(書面主義の原則)

- 2 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

(管理体制等の通知)

- 3 受託者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を委託者に提出しなければならない。
 - (1) 個人情報保護に関する社内規程又は基準
 - (2) 以下の内容を含む従事者名簿
 - ① 個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割
 - ② 委託業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所
 - ③ 緊急連絡先一覧
 - (3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書

(再委託の禁止)

- 4 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

- 5 受託者は、個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 6 受託者は、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
- 7 委託者の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は委託者へ提出しなければならない。

(安全管理措置の実施)

- 8 受託者は、委託業務において、委託者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。

- 9 受託者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。
- 10 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故を防止しなければならない。

（委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

- 11 受託者は、委託業務が終了したときは、直ちに、委託業務に使用した個人情報の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。

（委託業務の報告）

- 12 受託者は、委託者に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

（監査、施設への立入検査の受入れ）

- 13 受託者は、委託者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。
- 14 受託者は、委託者が必要とする場合は、業務執行場所へ委託者の職員の立入りを認めるものとする。

（個人情報の漏えい等の対応）

- 15 受託者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

- 16 受託者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、委託者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、委託者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。

〔工事件名〕 世田谷区立赤羽根公園改修工事

工 事 費 総 括 書

〔工事件名〕 世田谷区立赤羽根公園改修工事

工 事 費 総 括 書

種 別 内 訳	内容(数量)	金 額 円	摘 要
直接工事費 造園土木工事	一 式		
【直接工事費計】			
共通仮設費計	一 式		
【純工事費計】			
現場管理費	一 式		
【工事原価計】			
一般管理費等	一 式		
【工事費計】			
【工事価格計】			
消費税及び地方消費税の額	一 式		
【請負目途額計】			

[工事件名] 世田谷区立赤羽根公園改修工事

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数量)	金 額 円	摘 要
造園土木工事			
基盤整備	一 式		
敷地造成工	一 式		
掘削切土工	一 式		第 1 号表内訳のとおり
公園土工	一 式		
小規模土工	一 式		第 2 号表内訳のとおり
発生土処理工	一 式		第 3 号表内訳のとおり
公園施設等撤去・移設工	一 式		
公園施設撤去・移設工	一 式		第 4 号表内訳のとおり
廃材処理工	一 式		
建設廃材等運搬・処分	一 式		第 5 号表内訳のとおり
仮設工	一 式		
交通誘導警備員	一 式		第 6 号表内訳のとおり
施設整備工	一 式		
施設整備工	一 式		
施設整備工	一 式		第 7 号表内訳のとおり
植栽	一 式		
植栽工	一 式		
植栽工	一 式		第 8 号表内訳のとおり
道路施設工	一 式		
道路施設撤去工	一 式		
道路施設撤去工	一 式		第 9 号表内訳のとおり

〔工事件名〕 世田谷区立赤羽根公園改修工事

工 事 総 括 書

〔事業区分名〕

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数量)	金 額 円	摘 要
道路施設整備工	一 式		
道路施設整備工	一 式		第 10号表内訳のとおり
直接工事費計			
準備費	一 式		第 11号表内訳のとおり
技術管理費	一 式		第 12号表内訳のとおり
共通仮設費（率分）	一 式		第 13号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			
請負目途額			

種 別 内 訳 書

世田谷区

[工事名] 造園土木工事
第 2 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
小規模土工						
掘削・床堀工						
床掘(*小規模)	土砂	130	m3			
埋戻し・盛土工						
路体（築堤）盛土		10	m3			
埋戻し(*小規模)	土砂	53	m3			

種 別 内 訳 書

世田谷区

[工事名] 造園土木工事
第 4 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
公園施設撤去・移設工						
施設撤去・移設						
コンクリート舗装撤去工	t150	18	m ²			
アスファルト舗装撤去工	開粒度2号t40、表層のみ撤去	4	m ²			
歩道止石撤去工	180/205*250	23.5	m			
縁石撤去工	Φ150	7.3	m			
ブロック積み擁壁撤去工	間知石ブロック	1	式			
土留め撤去工	H200 W160 現場打ち	20.8	m			
内柵撤去工	H350	91.1	m			
転落防止柵撤去工	H900 基礎含まない	16.4	m			
フェンス撤去工	H3000 基礎含まない	23.7	m			
手すり撤去工	H700 基礎含まない	1	式			
車止め撤去工	H800 W1000	1	基			
制札板撤去工	H1800 W900	1	基			

[工事名] 造園土木工事
第 4 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
スツール撤去工	H400 Φ300	1	基			
水飲み撤去工	H600集水桝含む	1	基			
ブランコ撤去工	H2500 W3000 2連	1	基			
すべり台撤去工	座面H2000 2900*4165	1	基			
鉄棒撤去工	H1200 W3600 2連	1	基			
ロッキング遊具撤去工	座面H660	1	基			
量水器ボックス撤去工	20mm用 460*240コンクリート基礎無し	1	基			
集水桝撤去-1工	H420□600 グレーチング	2	基			
集水桝撤去-2工	H670□400 グレーチング	1	基			
U字溝撤去工	U240 グレーチング	18.4	m			
引込柱撤去工	H5000 Φ114.3	1	基			
公園灯撤去工	H5000 Φ165.2	2	基			
注意板移設工（撤去）	H600 W500	1	基			
ベンチ移設工（撤去）	W600 背付一人掛け 合成木材	2	基			

[工事名] 造園土木工事
第 4 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
スツール移設工（撤去）	φ 350、磁器製	1	基			
植栽撤去・移植						
高木伐採・抜根-1工	$0.6 \leq C < 0.9$	3	本			
高木伐採・抜根-2工	$0.9 \leq C < 1.2$	4	本			
高木伐採・抜根-3工	$1.2 \leq C < 1.5$	2	本			
高木伐採・抜根-4工	$1.5 \leq C < 2.0$	3	本			
中低木撤去工	$0.3 \leq H < 0.9$	1	株			
切り株抜根-1工	幹周60cm～89cm 2 t 車 運搬処理費含	1	株			
切り株抜根-2工	幹周90cm～119cm 2 t 車 運搬処理費含	3	株			
切り株抜根-3工	幹周2.0cm～ 2 t 車 運 搬処理費含	1	株			

実施細目様式－４の２

[工事名] 造園土木工事
第 ５ 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
建設廃材等運搬・処分						
無筋コンクリート廃材運搬処分						
殻運搬	Co(無筋)構造物とりこわし 片道23.2km以下	21	m3			
建設廃材処理費 コンクリート塊 (無筋)	最低価格	21	m3			
2次コンクリート廃材運搬処分						
殻運搬	Co(無筋)構造物とりこわし 片道28.4km以下	16	m3			
建設廃材処理費コンクリート塊 (二次製品)	最低価格	16	m3			
アスファルト廃材運搬処分						
殻運搬	舗装版破碎 騒音対策有 片道19.5km以下	1	m3			
建設廃材処理費アスファルト		1	m3			
金属くず廃材運搬処分						
トラック運搬	運搬20kmまで	1	回			
金属くず処理費		1	式			
混廃運搬処分						

種 別 内 訳 書

[illegible]

種 別 内 訳 書

世田谷区

[工事名] 造園土木工事
第 7 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
施設整備工						
施設整備						
透水性コンクリート舗装-1工	t180	3	m ²			
透水性コンクリート舗装-2工	t230	22	m ²			
コンクリート舗装工	t90、ハケ引き仕上げ	5	m ²			
ゴムチップ舗装-1工	t40	5	m ²			
ゴムチップ舗装-2工	t90	21	m ²			
点字ブロック舗装-1工	一般部、透水性、t180	1	m ²			
点字ブロック舗装-2工	一般部、透水性、t250	2	m ²			
点字ブロック舗装-3工	タイル、t20	18	枚			
擬木土留め-1工	H400、擬木コンクリート、5連丸太	47.9	m			
擬木土留め-2工	H800、擬木コンクリート、5連丸太	19.6	m			
擬木土留め-3工	H300、擬木コンクリート	17.1	m			
コンクリート土留め-1工	L型擁壁、化粧型枠	1	式			

実施細目様式－４の２

[工事名] 造園土木工事
第 7 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
コンクリート土留め-2工	L型擁壁、化粧型枠	1	式			
ブロック積み擁壁工	H200～2270、谷積み、割肌仕上げ	1	式			
階段改修工	擬石階段ブロック	1	式			
手すり工	ベースプレート基礎、合成木材	1	式			
フェンス工	H3000メッシュフェンス、傾斜用	23.4	m			
転落防止柵工	H1100	21.6	m			
転落防止柵羽根出し工	H1100W500	3	箇所			
転落防止柵塗装工	合成樹脂調合ペイント1種(2回塗)	23.9	m			
車止め工	H850、Φ114.3、引き抜き式	2	基			
制札板工	H1625, W1054	1	基			
ベンチ工	背付、合成木材、肘掛けあり	2	基			
擬木支柱工	H600、□300、擬木コンクリート	2	基			
水飲み工	H700、踏台・ため桝含む	1	基			
すべり台工	落下高さ1800、らせん型	1	基			

[工事名] 造園土木工事
第 7 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
ジャングルジム工	落下高さ1650、ドーム型	1	基			
ロッキング遊具工	落下高さ550、カエル	1	基			
健康器具工	落下高さ1950、ぶら下がり	1	基			
注意板移設工（再設置）	H600、W500	1	基			
ベンチ移設工（再設置）	W600、背付、一人掛け、合成木材	2	基			
スツール移設工（再設置）	Φ350、磁器製	1	基			
量水器ボックス工	13A コンクリート基礎あり	1	基			
止水栓工	13A 逆止弁付き	1	基			
給水管工	13A、埋設表示シート（W150ダブル）	3.7	m			
浸透柵工	□400、T-2、細目、ノンスリップ	8	基			
ため柵工	□450、H1000、C型ふた	2	基			
インバート柵工	□450、H1000	1	基			
U型溝工	U型溝240、T-2細目ノンスリップ	6.3	m			
浸透管工	有孔VU150、碎石層400*400（I型）	30.9	m			

[工事名] 造園土木工事
第 7 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
排水管-1工	VU100	6.3	m			
排水管-2工	VU150	7.7	m			
引込柱工	H5000、一括点滅器付	1	基			
公園灯工	H4500、全方向配光	2	基			
ソーラー時計塔工	H4500、Φ700、片面	1	基			
埋設標示シート工	W150ダブル	25.7	m			
電線管工	FEP30	27.7	m			
ケーブル工	EM-CE3.5sq-2C	29.7	m			
埋設杭工	コンクリート製、90*90*300	1	基			

[工事名] 造園土木工事
第 8 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
植栽工						
植栽						
ハクウンボク	H3.5 C0.15 W0.8	2	本			
イロハモミジ-1	H2.5 W0.8	1	本			
イロハモミジ-2	H3.5 C0.21 W1.8	1	本			
ハクサンボク	H2.0 W1.0	1	本			
サルスベリ-1	H2.5 C0.12 W1.0	1	本			
サルスベリ-2	H3.5 C0.21 W1.5	1	本			
モチノキ	H2.0 W0.5	3	本			
ガマズミ	H1.0	2	本			
ヤツデ	H1.0 W0.6	3	本			
ミツバツツジ	H0.5 W0.25	31	株			
レンゲツツジ	H0.5 W0.3	24	株			
クルメツツジ	H0.4 W0.3	51	株			

[工事名] 造園土木工事
第 8 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
ヤマブキ	H0.8 3本立	53	株			
シロヤマブキ	H0.8 3本立	25	株			
ユキヤナギ	H0.8 3本立	30	株			
クチナシ	H0.4 W0.25	20	株			
ジンチョウゲ	H0.5 W0.4	13	株			
ナンテン	H0.8 W0.5	7	株			
トサミズキ	H0.8 W0.4	9	株			
タニウツギ	H0.5 3本立	22	株			
アジサイ	H0.5 3本立	30	株			
ガクアジサイ	H0.5 3本立	30	株			
アセビ	H0.4 W0.25 3本立	20	株			
フィリヤブラン	3球入 10.5pt	10	鉢			
タマスダレ	3球入 10.5pt	20	鉢			

[工事名] 造園土木工事
第 9 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
道路施設撤去工						
施設撤去						
アスファルト舗装撤去-1工	開粒度2号t40、表層のみ撤去	2	m ²			
アスファルト舗装撤去-2工	20型、t50、表層のみ撤去	5	m ²			
アスファルト舗装撤去-3工	25型、t100、表層のみ撤去	1	m ²			
アスファルト舗装切断工	t150以下	26.2	m			
境石撤去工	120*150	2.2	m			
L形溝撤去工	250B	15.1	m			
L形柵撤去-1工	250B雨水柵Φ500、H975	1	基			
L形柵撤去-2工	250B雨水柵Φ500、H975、二枚蓋	1	基			
集水柵撤去工	□450、H850	1	基			
道路排水管撤去工	HP200	4.6	m			
車止め撤去工	単柱、固定式	2	基			
道路標識移設工（撤去）	一時停止標識	1	基			

[工事名] 造園土木工事
第 10 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
道路施設整備工						
施設整備						
アスファルト舗装-1工	t140、開粒度2号、区分Ⅰ	1	m ²			
アスファルト舗装-2工	t200、20型	22	m ²			
アスファルト舗装-3工	t250、25型	3	m ²			
境石工（直）	120*150、直線部	2.0	m			
境石工（曲）	120*150、曲線部	2.2	m			
L形溝-1工	250B	7.9	m			
L形溝-2工	250B、すり合わせ部	1.2	m			
L形溝-3工	250B、切り下げ部	6.1	m			
L形柵-1工	円形 Φ500 さぎぞう蓋	1	基			
L形柵-2工	円形、二連柵 Φ500 さぎぞう蓋	1	基			
集水柵工	□450、H1000、細目グレーチング	1	基			
道路排水管-1工	HP150	1.9	m			

種 別 内 訳 書

世田谷区

種 別 内 訳 書

[illegible]

種 別 内 訳 書

世田谷区

種 別 内 訳 書

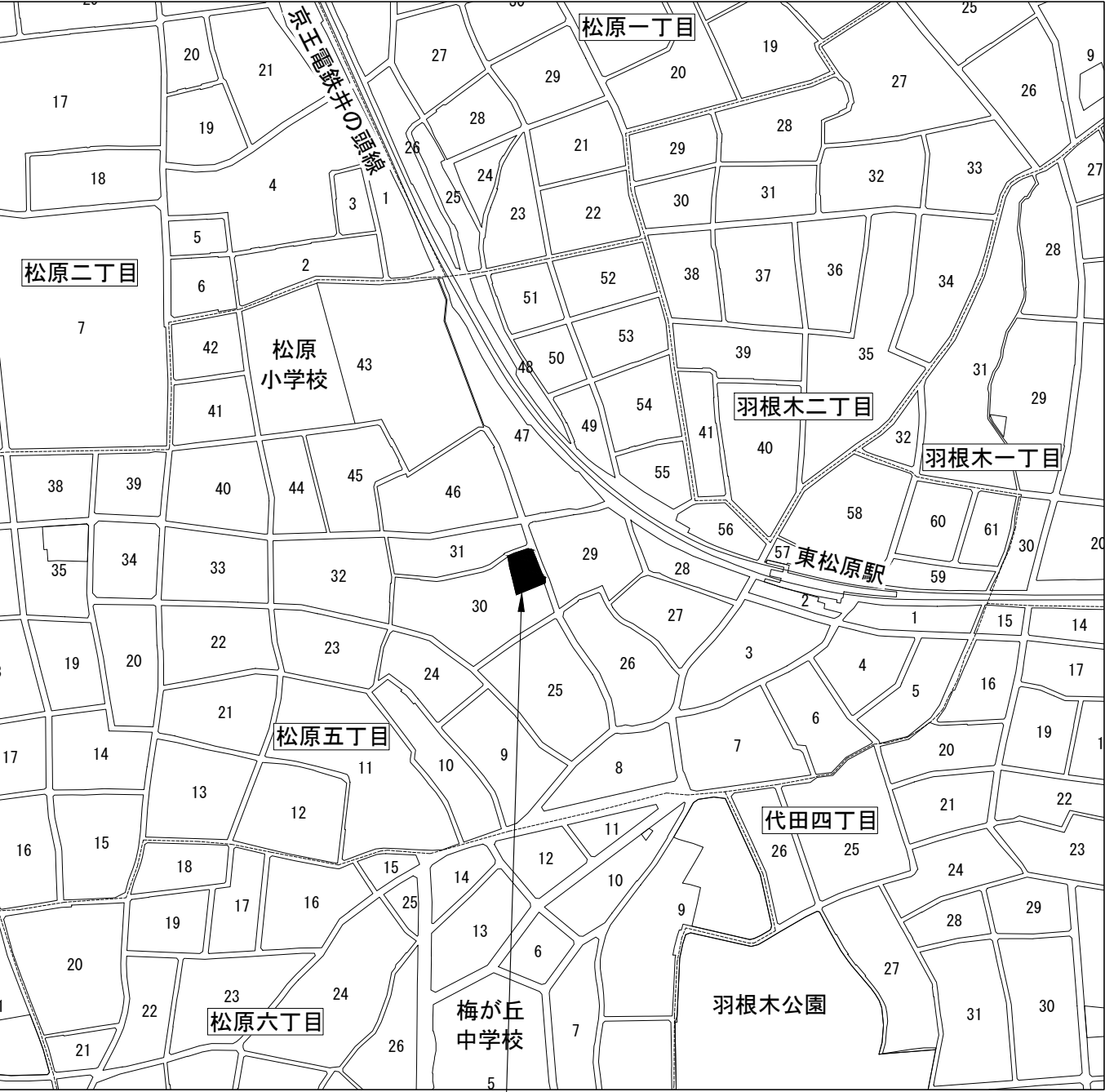
世田谷区

世田谷区立赤羽根公園改修工事

□図面目録

図面番号	図面名称	縮尺	備考
1	目録・案内図	-	
2	計画平面図	1：200	
3	撤去平面図	1：200	
4	伐採平面図	1：200	
5	計画高平面図	1：150	
6	割付平面図	1：150	
7	施設平面図	1：200	
8	給排水設備平面図	1：200	
9	電気設備平面図	1：200	
10	植栽平面図	1：200	
11	道路撤去平面図	1：100	
12	道路施設平面図	1：100	
13	詳細図-1	図示	舗装撤去工 フェンス撤去工 柵撤去工
14	詳細図-2	図示	ブロック積み擁壁撤去-1,2工
15	詳細図-3	図示	車止め撤去工 水飲み撤去工 制札板撤去工 柵撤去工 公園灯撤去工 鉄棒撤去工
16	詳細図-4	図示	ブランコ撤去工 すべり台撤去工 ロッキング遊具撤去工
17	詳細図-5	図示	注意板移設工 ベンチ移設工 スチール移設工
18	詳細図-6	図示	舗装工 擬木土留め-1,2,3工
19	詳細図-7	図示	コンクリート土留め-1,2工
20	詳細図-8	図示	コンクリート土留め-1,2工
21	詳細図-9	図示	ブロック積み擁壁工
22	詳細図-10	図示	ブロック積み擁壁工(土工断面)
23	詳細図-11	図示	階段改修工(擬石階段ブロック)
24	詳細図-12	図示	手すり工
25	詳細図-13	図示	転落防止柵工
26	詳細図-14	図示	水飲み工 擬木支柱工 擬木スツール工
27	詳細図-15	図示	すべり台工
28	詳細図-16	図示	健康器具工 ジャングルジム工
29	詳細図-17	図示	ロッキング遊具工 フェンス工 U型溝工
30	詳細図-18	図示	公園灯工 ソーラー時計塔工
31	詳細図-19	図示	L形溝-2,3工 横断側溝工

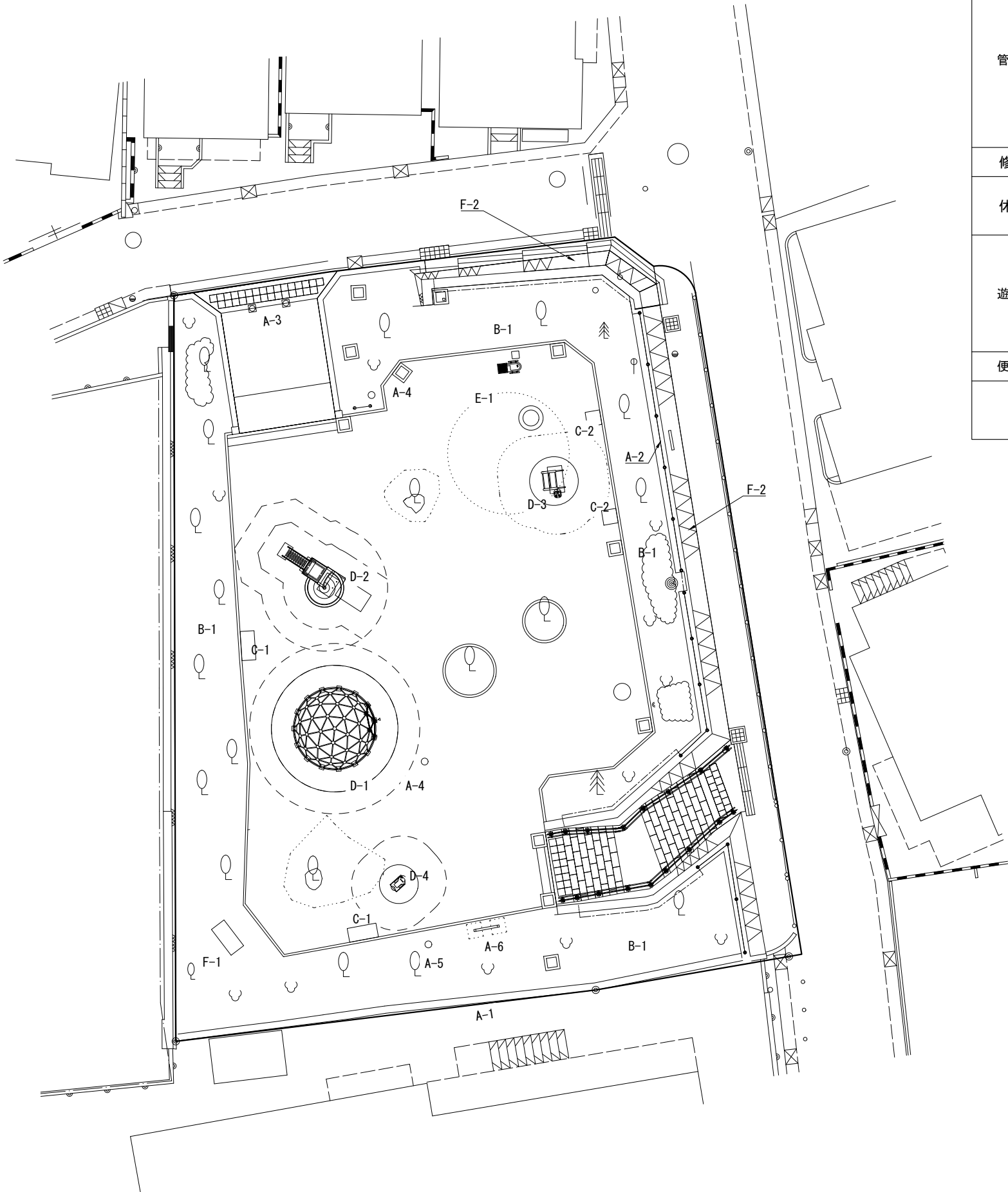
□案内図 (S=1：5000)



施工場所:世田谷区立赤羽根公園
世田谷区松原五丁目30番23号

公 園 名	世田谷区立赤羽根公園		
工事件名	世田谷区立赤羽根公園改修工事		
工事箇所	世田谷区松原五丁目30番23号		
図面名称	目録・案内図		
縮 尺	- ※ただし、()は A 1判に拡大時	図面番号	1 31
作成年月日	令和8年5月14日		
世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課			

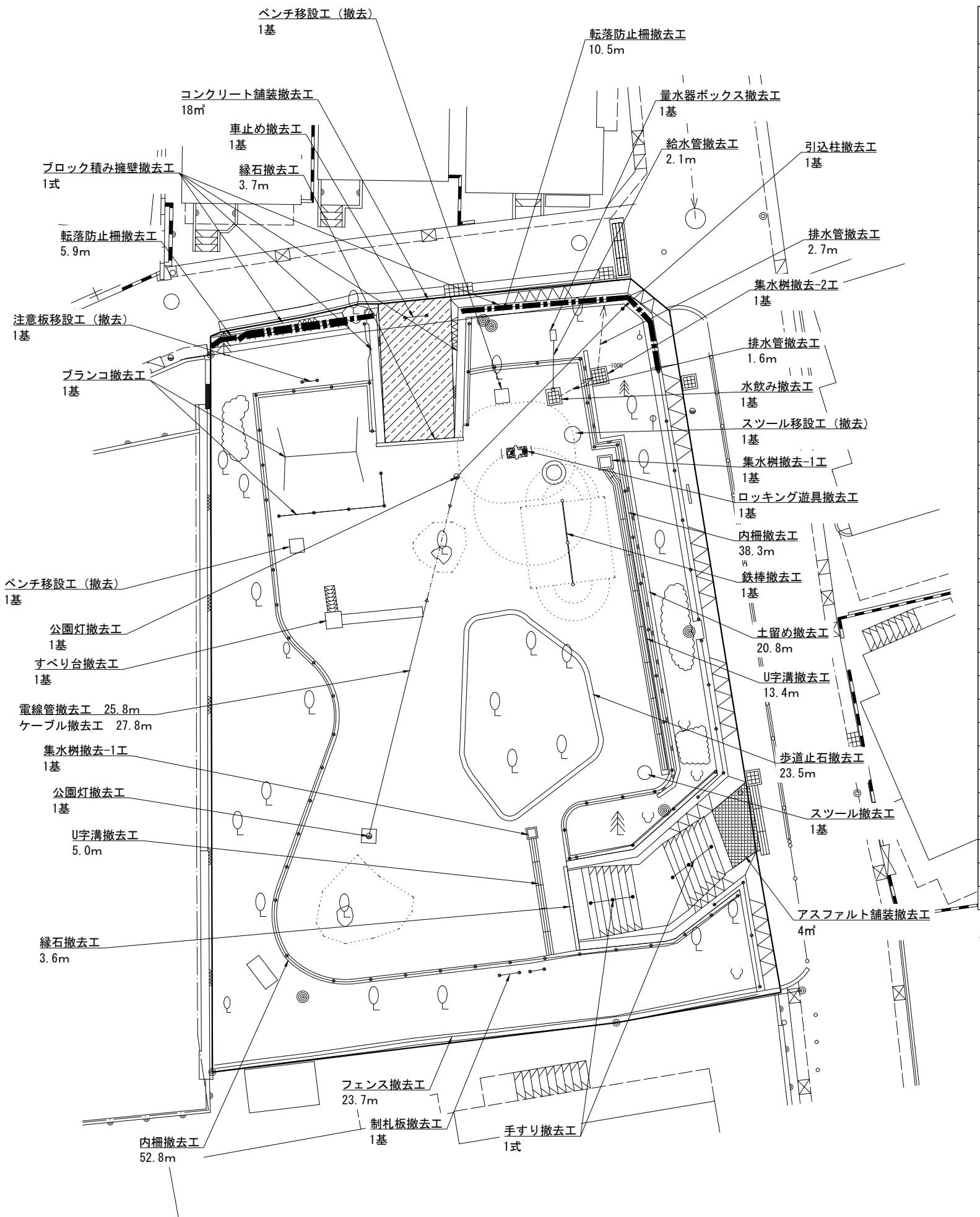
計画平面図



公園施設の種類	凡例	施設名称	構造	摘要
管 理 施 設	A-1	外周フェンス	金属製	
	A-2	敷地内柵	ガイドパイプ	
	A-3	車止め	可動式	
	A-4	公園灯	ソーラー式タイプ以外	
	A-5	時計塔	ソーラー式タイプ	
	A-6	制札板		
修 景 施 設	B-1	植栽帯		
休 養 施 設	C-1	ベンチ		
	C-2	スツール		
遊 戯 施 設	D-1	ジャングルジム		
	D-2	すべり台		
	D-3	健康器具		
	D-4	スプリング遊具		
便 益 施 設	E-1	水のみ		
そ の 他	F-1	防災倉庫		
	F-2	ブロック積み擁壁		

公 園 名	世田谷区立赤羽根公園		
工事件名	世田谷区立赤羽根公園改修工事		
工事箇所	世田谷区松原五丁目３０番２３号		
図面名称	計画平面図		
縮 尺	1:200(1:100)	※ただし、()は A 1 判に拡大時	図面番号
作成年月日	令和8年5月14日		2 31
世田谷区みどり３３推進担当部公園緑地課			

撤去平面図



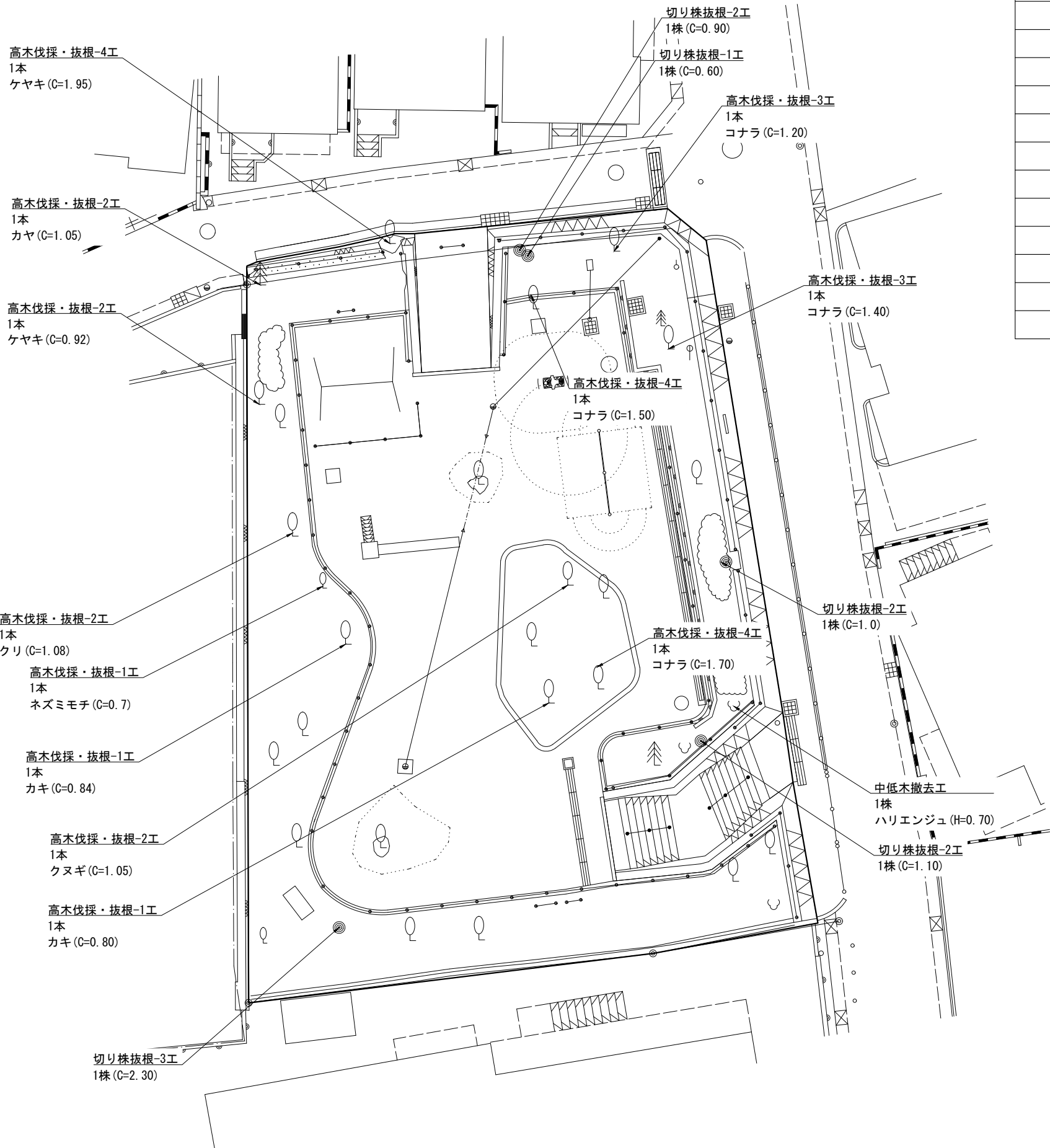
記 号	名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量	単 位	備 考	
	コンクリート舗装撤去工	t150	18	m ²	詳細図-1	
	アスファルト舗装撤去工	開粒度2号t40、表層のみ撤去	4	m ²	都416	
	歩道止石撤去工	180/205×250	23.5	m	詳細図-1	
	縁石撤去工	φ150	7.3	m	詳細図-1	3.7+3.6
	ブロック積み擁壁撤去工	間知石ブロック	1	式	詳細図-2	
	土留め撤去工	H200、W160、現場打ち	20.8	m	詳細図-1	
	内柵撤去工	H350	91.1	m	詳細図-1	52.8+38.3
	転落防止柵撤去工	H900、基礎含まない	16.4	m	詳細図-1	5.9+10.5
	フェンス撤去工	H3000、メッシュフェンス、基礎含まない	23.7	m	詳細図-1	
	手すり撤去工	H700、基礎含まない	1	式	詳細図-1	
	車止め撤去工	H800、W1000	1	基	詳細図-3	
	制札板撤去工	H1800、W900	1	基	詳細図-3	
	スツール撤去工	H400φ300	1	基	詳細図-3	
	水飲み撤去工	H600、集水桝含む	1	基	詳細図-3	
	ブランコ撤去工	H2500、W3000、2連	1	基	詳細図-4	
	すべり台撤去工	座面H2000、2900×4165	1	基	詳細図-4	
	鉄棒撤去工	H1200、W3600、2連	1	基	詳細図-3	
	ロッキング遊具撤去工	座面H660	1	基	詳細図-4	
	量水器ボックス撤去工	20mm用、460*240コンクリート基礎無し	1	基	区615	
	給水管撤去工	20A	2.1	m	区901	
	集水桝撤去-1工	H420、□600、グレーチング	2	基	詳細図-3	1+1
	集水桝撤去-2工	H670、□400、グレーチング	1	基	詳細図-3	
	U字溝撤去工	U240、グレーチング	18.4	m	詳細図-3	5.0+13.4
	排水管撤去工	VU150	4.3	m		1.6+2.7
	引込柱撤去工	H5000、φ114.3	1	基	区814	
	公園灯撤去工	H5000、φ165.2	2	基	詳細図-3	1+1
	電線管撤去工	FEP30	25.8	m	区901	
	ケーブル撤去工	cv3.5-2c	27.8	m	区901	
	注意板移設工(撤去)	H600、W500	1	基	詳細図-5	
	ベンチ移設工(撤去)	W600、背付、一人掛け、合成木材	2	基	詳細図-5	1+1
	スツール移設工(撤去)	φ350、磁器製	1	基	詳細図-5	

※電線管撤去工については、既存樹木の根を傷めないように十分配慮し、事前に撤去範囲を監督員と確認すること。



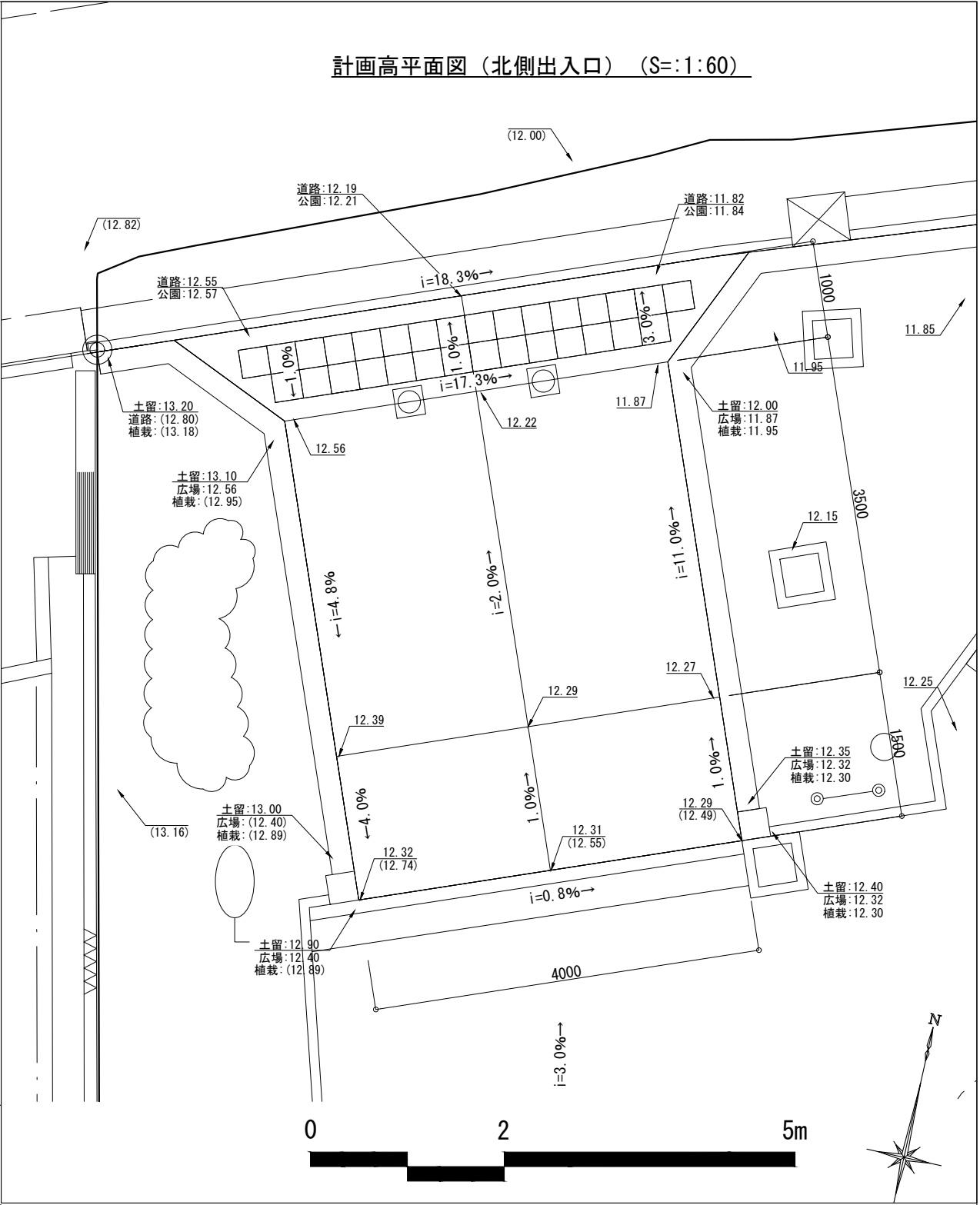
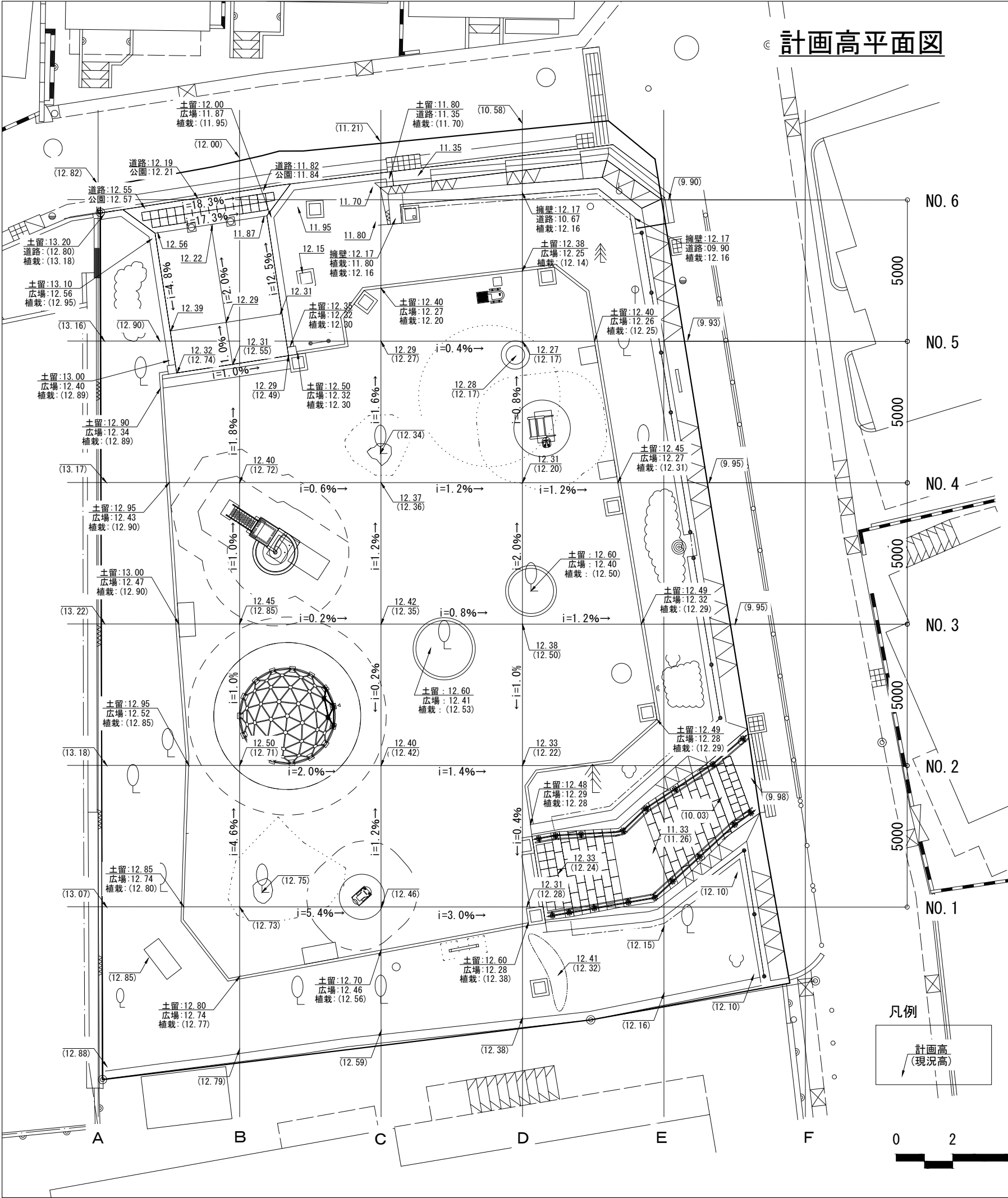
公 園 名	世田谷区立赤羽根公園		
工事件名	世田谷区立赤羽根公園改修工事		
工事箇所	世田谷区松原五丁目３０番２３号		
図面名称	撤去平面図		
縮 尺	1:200 (1:100) ※ただし、()は A 1 判に拡大時	図面番号	3 31
作成年月日	令和8年5月14日		
世田谷区みどり３３推進担当部公園緑地課			

伐採平面図



記 号	名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量	単 位	備 考	
	高木伐採・抜根-1工	$0.60 \leq C < 0.90$	3	本		1+1+1
	高木伐採・抜根-2工	$0.90 \leq C < 1.20$	4	本		1+1+1+1
	高木伐採・抜根-3工	$1.20 \leq C < 1.50$	2	本		1+1
	高木伐採・抜根-4工	$1.50 \leq C < 2.00$	3	本		1+1+1
	中低木撤去工	$0.3 \leq H < 0.9$	1	株		
	切り株抜根-1工	$0.60 \leq C < 0.90$	1	株		
	切り株抜根-2工	$0.90 \leq C < 1.20$	3	株		1+1+1
	切り株抜根-3工	$2.0 \leq C$	1	株		

公 園 名	世田谷区立赤羽根公園		
工 事 件 名	世田谷区立赤羽根公園改修工事		
工事箇所	世田谷区松原五丁目３０番２３号		
図面名称	伐採平面図		
縮 尺	1:200(1:100)	※ただし、()は A１判に拡大時	図面番号
作成年月日	令和8年5月14日		4
世田谷区みどり３３推進担当部公園緑地課			31



公園名	世田谷区立赤羽根公園		
工事件名	世田谷区立赤羽根公園改修工事		
工事箇所	世田谷区松原五丁目30番23号		
図面名称	計画高平面図		
縮尺	1:150(1:75)	※ただし、()は A1判に拡大時	図面番号
作成年月日	令和8年5月14日		5
世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課			31